

ヒアリング審査について

(以下、「※」については、参加者に案内済の事項)

1. 日時・場所

日時：令和 7 年 3 月 21 日（金）13 時 30 分～14 時 30 分（予定）

うちプレゼンテーション 30 分間

うち質疑応答 30 分間（予定）

場所：島根県松江市千鳥町 20 ホテル白鳥 朱鷺の間

※12 時 30 分から 13 時までの間に、集合場所（フロント前ロビー）に集合すること。

2. 参加者

- ・ 代表企業 4 名、協力企業 3 名

※守秘義務対象資料の開示が認められていることを条件として、協力者の参加を認める。

※代表企業の参加は必須とする。

※1 応募者につき、参加者数は 10 名までとする。

3. 実施方法

- ・ 応募者は、説明資料を用いて、プロジェクタを使用して、30 分間のプレゼンテーションを実施。
- ・ 終了 5 分前に 1 回、終了 1 分前にもう 1 回ベルを鳴らす。終了時にはベルを鳴らさず、なるべくプレゼンテーションが完了できるようにするが、大きく超過しそうな場合（終了後 1 分経過しても残りの説明があるような場合）は、直ちに終了するよう、事務局より案内。
⇒ 終了時には、事務局から「説明を終わってください」と声をかける
- ・ その後、30 分間を目途とし、資料 2 に記載の質問について、担当の委員より順に質問を行う。質問の受け答えにより、必要に応じて、更問いをする等、質問の趣旨に照らして適切な回答が得られるようにする。
- ・ 30 分経過時点で、事務局よりその旨を案内。ただし、資料 2 に記載の質問は、回答まで完了できるよう、一定程度、時間制限を超過することも許容する。
- ・ もし、時間に余裕があれば、委員より適宜、質問をいただく。

※プレゼンテーションは、応募提案書類に記載した内容を要約した説明資料を作成、使用することも可とする。

※説明資料に用いる語句、データ、図版は、原則、応募提案書類に記載したものに限る（ただし、提案内容と整合し、提案の追加や変更でないものであれば、語句、データ、図版を要約、修正して用いることは可。）。

※説明資料には、提案審査書類と同様、応募者等の法人名並びに法人を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこと。

※説明資料は、表紙、目次を除き、10 枚以内とする。

※説明資料は事務局で印刷し、委員に配布する。

※応募者が特定できない服装等で参集すること。（会社の徽章や、社名入り制服等を着用しないこと。車で来場する場合、社名等がないものを使用すること。）

※会場での参加者確認や案内の際は、呼称【熊野】を使用すること。施設入構から退出まで、自社名等、応募者特定に繋がる語句を口外しないこと。

※質疑応答において、委員からの質問に対し、応募者が回答した内容は、事業譲渡契約において、応募提案書類に記載された内容と同じく、提案の一部として扱う。

4. 結果通知

- ・ 審査結果報告は、会長より 3 月 24 日付で市長に報告いただき、これを受け、3 月 26 日の定例会見で、市長より優先交渉権者を公表する。
- ・ 結果の通知は、令和 7 年 3 月 25 日を予定している。

※松江市では、松江市ガス事業譲渡先選定委員会の報告を受けて、優先交渉権者を決定する。

※全ての第二次審査参加者の代表企業に結果を文書で通知するとともに、本市及び本市ガス局ホームページへの掲載等により、優先交渉権者に決定した応募者等の全てについて、法人名を公表する。

以上